

写

平成 23 年 11 月 8 日

太宰府市長 井 上 保 廣 様

太宰府市税制審議会
長 馬場哲



太宰府市歴史と文化の環境税について（答申）

平成 23 年 9 月 27 日付け 23 太税第 153 号で諮問のあった、太宰府市歴史と文化の環境税について、太宰府市税制審議会規則（平成 13 年規則第 3 号）第 2 条の所掌事務に基づき慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

太宰府市歴史と文化の環境税（以下「歴史と文化の環境税」という。）は、平成 15 年に地方分権及び課税自主権の理念のもと、まちづくりのための財源として創設された法定外普通税である。3 年目の平成 18 年、6 年目の平成 21 年に、税制審議会において審議され、現在に至っている。このたび、歴史と文化の環境税の 3 回目の検討時期を迎えるにあたり、適用期間等について太宰府市長から諮問がなされた。

今回の審議会は、太宰府市のまちづくりに今後も一定の財源が必要であること、歴史と文化の環境税が市民全体でまちづくりを考える際にインセンティブ効果をもたらしているということを、共通に認識した中での審議となった。

まず、最初に、前回の税制審議会の答申を踏まえ、歴史と文化の環境税と太宰府古都・みらい基金についての現況報告があった。歴史と文化の環境税については、特別徴収義務者である駐車場事業者の方々の多大なるご協力を得て、毎年約 6 千万円の収入があり、まちづくりのための貴重な財源として貢献していること、一方の太宰府古都・みらい基金については、みらい基金創設検討委員会の調査研究の努力が実り、平成 21 年 9 月に「太宰府古都・みらい基金条例」が制定されたことの報告を受けた。

審議に入ると、歴史と文化の環境税について、運営協議会の開催により使途の透明性が確保されているという意見、市民や来訪者にとって、目に見えて“まち”が良くなっているので必要不可欠という意見があった。

一方では、税によるまちづくりの所期の目的は達成されていることから継続する必要はなく、今後は、市民自らがまちづくりに参画するために設置した太宰府古都・みらい基金を進めていくべきとの意見もあった。

また、まちづくりについて、これまでの取り組みにより、点から線に広げること

ができていること、さらに、面へ展開していくためには、太宰府市の将来像を描く必要があり、市民の代表が語り合える場をつくることが重要であるとの意見もあった。

これら様々な意見を受け、総括すると、歴史と文化の環境税については、一定の効果があったこと、収入実績及び将来への持続性の観点から、確実なものとして捉えることができた。よって、今回の諮問に対する審議結果としては、歴史と文化の環境税を継続し、その期間は3年とすることが望ましいとの結論に至った。

なお、太宰府古都・みらい基金については、条例が施行されたことは評価できるものである。しかしながら、導入したばかりであることから、将来のまちづくりを担うものとして、市民との協働のうえ、成長を期待するものである。

最後に、この答申が、太宰府市の今後のまちづくりの施策実現において、一助になれば幸いである。